

豊橋市とアクサ生命保険株式会社との  
健康経営の普及促進及び健康増進に関する協定書

豊橋市（以下「甲」という。）、アクサ生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、次のとおり連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力をを行い、豊橋市内企業（以下「市内企業」という。）の健康経営の普及促進等の取組を通じて、豊橋市民（以下「市民」という。）及び市内企業の従業員の健康増進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力を図るものとする。

- (1) 市内企業における健康経営の普及促進に関する事項
- (2) 市民及び市内企業の従業員の健康増進に関する事項
- (3) 市民及び市内企業の従業員の健康状況を把握するための定期的な情報共有と分析に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、双方合意の上、前条の目的達成に必要と認める事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、当該事項の実施について協議を行い、具体的な実施事項について、双方合意の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の有する秘密とすべき情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了日の1か月前までに、甲及び乙より終了の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲及び乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙で協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結の確実を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名のうえ各1通を所持するものとする。

令和3年7月16日

甲 愛知県豊橋市今橋町1番地

豊橋市長

浅井由幸

乙 岡崎市竜美南1-2 岡崎商工会議所会館5F

アクサ生命保険株式会社 岡崎支社

岡崎支社長

天野信行